

# 和泉市土産品開発支援事業補助金募集要項

## 1. 趣旨

和泉市観光アクションプランの重点魅力創出エリア（北部地域、中部地域、南部地域）の特色と地域資源を活かした魅力ある土産品の開発とそれを市外からの観光客等に販売する取り組みを支援し、観光客等による消費の拡大と地域経済の活性化を図るため、必要となる経費の一部に対して補助します。

## 2. 補助対象者

法人その他の団体及び個人で、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 法人その他の団体の場合は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当せず、かつ、その役員（同法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）が同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は和泉市暴力団排除条例（平成24年和泉市条例第1号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当しないこと。
- (2) 個人の場合は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しないこと。
- (3) 市税の未納がないこと。

## 3. 補助対象事業

和泉市観光アクションプランの重点魅力創出エリア（北部地域、中部地域、南部地域）の特色を踏まえて、土産品を新たに開発し、それを観光客等に販売する事業。

<和泉市土産品開発の定義>

主に市外からの観光客への販売を目的として商品の開発及び販売を行うこと。

<必須要件>

- ・商品完成後、最低3年間、お土産品として、和泉市観光おもてなし処（2か所）及び道の駅「いずみ山愛の里」で、販売すること。（別途販売手数料が必要となります。（自己負担））
- ・本市ふるさと納税の返礼品として、提供可能な商品であること。
- ・食品の場合は長期保存が可能（3カ月以上）なものを対象とし、和泉市産品を活用したもの。
- ・補助対象事業に該当するか否かを判断するため、本制度の利用をご検討されている方は、必ず事前に環境産業部 産業振興室 商工観光担当へご相談ください。

#### 4. 補助対象経費

以下に該当する経費を対象とします。

区分	内容
原材料費	原材料購入に要する費用
容器包装費	土産品の容器又は包装材の購入に要する費用
設備賃借料	機械装置等の賃借（リース・レンタル）に要する費用
委託加工費	材料を供給し、製造工程などの一部を外部に委託する費用
検査費	品質検査、栄養成分分析等に係る費用
デザイン製作委託費	パッケージ、ラベル等のデザイン製作の委託に係る費用（パッケージ、ラベル等の印刷費含む）
広告宣伝費	土産品の広告及び宣伝に要する費用
市場調査費	市場調査の委託料等
その他経費	市長が必要と認める経費

※留意事項

- ① 経費は、税抜きの金額を補助対象額とします。
- ② 対象経費は、補助金交付決定日以降に発生したものに限りません。

#### 5. 補助金の額

補助対象経費の3分の2（上限50万円）

#### 6. 補助対象事業の選考方法

書類審査により、**1件程度**の対象事業を決定します。

選考は、和泉市産業振興室商工観光担当において、事業計画書などの内容について審査基準に基づいて書類審査を行い、和泉市観光推進委員会にて最終決定を行います。

#### 7. 審査基準

審査項目	内容
1 地域性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 重点魅力創出エリアのイメージが想起できる内容となっていること。</li><li>・ ふるさと納税への返礼品として、提供可能であること</li></ul>
2 独自性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 類似の土産品と比べ、秀でた特長があること。</li></ul>
3 計画の実現性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業実施スケジュールに実現性が見込めること。</li></ul>
4 市場性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 土産品の販売価格として適切であり、流通していく見込みがあること。</li></ul>

## 8. 申込方法

### (1) 提出書類

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 収支予算書（様式第3号）
- ④ 見積書（補助対象経費の算定根拠となる資料）
- ⑤ 市税の納税証明書
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

### (2) 申請期間と申請方法

令和3年10月27日から申請受付を開始し、令和3年11月26日まで募集します。必要書類一式を環境産業部産業振興室商工観光担当まで直接提出してください。

### (3) 留意事項

1 申請者につき、申請は1つまでとします。

## 9. 補助金の支払いについて

補助対象事業が終了した後、領収書などの証拠書類を添付した実績報告書を提出していただき、市で精査した上で補助金確定通知書を交付します。補助金確定後、市に交付請求書を提出いただきますと、補助金をお支払いします。

## 10. 補助決定者の責務

- (1) 補助決定者は、本事業で開発した土産品の販売を開始した年度から3年間、各年度に販売状況報告書を市に提出すること。
- (2) 補助決定者が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関して、補助金の返還を命じます。
  - ① 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
  - ② 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反する行為があったとき。
  - ③ 補助対象事業を中止したとき。
  - ④ その他補助金の交付決定に不当でない事実が判明したとき。
- (3) 補助決定者は、本事業が完了した日の属する年度の翌年から3年間、補助対象事業に係る書類、帳簿等の関係書類を保存すること。

## 11. 留意事項

- (1) 申請された書類は返却しません。
- (2) 申請及び審査に要する費用は、申請者の負担とします。

## 12.問合せ先

和泉市環境産業部産業振興室商工観光担当 観光グループ（担当：森・飯野・田中）

TEL : 0725-99-8123

E-mail : shoukan@city.osaka-izumi.lg.jp